

姫路市立城郭研究室ニュース「城踏」No. 60 2005年12月1日 編集 • 発行: 姫路市立城郭研究室

> 〒670-0012 姫路市本町68-258 日本城郭研究センター内 TEL 0792-89-4877 FAX 0792-89-4890

http://www.city.himeji.hyogo.jp/jyokakuken/

## 土蔵のなかにあるもの

姫路城には多くの建造物が残っています。土塀や高麗門をのぞけば、櫓(多門を含む)ばかりで す。これらの建物がどのように利用されていたのかについては、時代によって用途が異なっていた と想像されますが、意外なことに、すべてについてはっきり答えるのは難しいものです。

そんな状況でも、いくつかについては収蔵されていた物品が判明するものがあります。

『池田家履歴略記』によれば、池田輝政の頃には、大天守には金が収蔵されていたとあります。 どの階にあったかまでは書かれていませんが、おそらく地階ではないでしょうか。

北腰曲輪にある「塩櫓」はその名のとおり、城付の塩が貯蔵されていたことは間違いなく、「塩 蔵」と墨書された木札が「昭和の修理工事」の際に見つかっていますし、室内壁面からは今でもに がり成分が検出されます。

中根家蔵「播州姫路城図」(『姫路城絵図展図録』姫路市立城郭研究室、1998年を参照)を見る と、例えば櫓名称に「御弓矢倉」「干飯有」などの記載があり、第2次本多時代に限ればどこの櫓 にどんな物が収蔵されていたか、この絵図からいくつかについては推察することが可能です。

一方、酒井時代になると、意外にもはっきりしません。化粧櫓が千姫の御殿と喧伝されたのは、 そういった事情と関連するのかもしれません。今後、酒井家資料を丹念に調べる必要があります。

以上、いくつか事例を挙げてきましたが、本号で紹介するのは第2次榊原時代の事例です。姫路 城に関していえば、榊原家資料には良好な資料が少なくないそうで、『榊原家のれきし絵巻―徳川 四天王康政とその系譜―』(上越市立総合博物館、2005年)を見ると、そのことが納得できます。

さて、「御書物役心覚書」には、榊原家中における御書物役が弁えるべき内容が記録されていま す(「城路」54号、花岡氏の御教示)。職務遂行上のマニュアル的要素のある史料です。それによ れば、御書物役は元々御近習、御手水番、御小姓などから任ぜられる役で、100~150石程度の者が 就くとあります。扱っている物品には「御秘本類」「御隠密之御帳絵図并御当座之覚書」「御系図 」「御文庫」「古筆」などがあったことが記されており、それらを管理していました。扱う物品の 性質上、担当者としては情報の漏洩に注意しなくてはなりません。殿様に近いところの者がその役 に就くというのもわかります。さらに、火事には最大の注意を払わなくてはなりません。情報管理 が万全でも、火災で焼失しては職務を全うしたことにはなりません。ですから城の近所で火災があ れば、部屋にあるもの(日記方や祐筆が仕事のために使用している書物がある)をすぐに土蔵に入 れて、重要なものから納めよ、物の軽重を考えよ、長持の棹には常々心づけておけ、などと決まり ごとが書かれています。

そんな仕事を担うためには、十分な収蔵空間の確保が不可欠です。広大で多くの建物があった姫 路城でも、希望通りの空間確保は簡単ではなかったようです。

## 一、下風呂前泖橹之事泖預ケ之泖土蔵狭く候ニ付前々より申達泖土蔵泖渡し下候禄相願候得共 明キ脚土蔵煮之二付黒門脇之脚長屋を脚土蔵之代り二当分と申事二而享保十年巳年十月二日 迄預り御用之粉入置候

書物役が管理する物品を納めるための土蔵が手狭なため、別の土蔵を宛がうよう当局へお願いし たところ、明き土蔵がないというのです。そのため黒門脇長屋を当分の間土蔵の代替として使用す ることが認められました。この長屋は本城の北、西の丸高石垣の裾部に東西に連なる多門のことで す。多門は細長い単純な構造の建物ですが、それがかえって、いろいろな用途で転用可能という利 点でもあり、近世城郭に普遍的に見られる建物になったと考えられます。

この時、ひとまず黒門脇長屋を代替使用したものの、享保10(1725)年10月2日に使用期限が切 れたらしくで、代わって「下風呂前之御櫓」が書物役の要望する土蔵として宛がわれました。書物 役からすれば、本来要望していた土蔵が手に入ったわけで、黒門脇長屋は飽くまで仮置きでしなか ったということになります。彼らにとっては長屋でなく、とにかく土蔵が必要だったのです。当局 もそのことを勘案してか、今回の「下風呂前之御櫓」を与えたと考えられます。ちなみに下風呂と は武蔵野御殿跡にあった施設で、その前の櫓とは太鼓櫓かツの櫓を指していると見られます。

せっかく希望の土蔵が宛がわれたのですが、蓋を開けてみるといくつか問題点が浮上し、書物役 は不安を募らせたようです。

(前略) 御譽請方へも申通随分火災気造意之禄二は仕候へ共、元湖土蔵二て意之物故土戸たて 付分も不宜安心不住候、勿論户前之儀者出火之時分者如何禄二も塗り塞キ可申候得共表ノ方神 媛の上窓杯八如何禄共可仕禄老御座候へ八安心難仕 (後略)

当該櫓は元来土蔵ではないと主張し、とくに土戸の建て付けが悪いことを指摘しています。この 箇所ではとくに重要な物品を保管する土蔵には何が不可欠なのか、書物役の認識を示している点で 興味深いものがあります。つまり火災の場合、窓や戸口を目張りすることで収蔵物への引火を防止 できる建物こそ土蔵で、しかも土戸がしっかりしている建物でなくてはならないのです。ですから この心覚書の別の箇所に、書物役では「土蔵之口ぬり候土」を普請奉行を通じて常々用意し、乾い たら交換するなど注意を払うようにとの記述もあります。当該櫓の場合、建て付けの悪い土戸でも 目張りはどうにかなるが、堀側の窓はそれが不可能で安心できないというのです。足場がなければ とくに内堀に面する1階窓に目張りをするのは困難です。緊急時なら尚更です。当局もそういう施 設の不備は認識しつつ、せめて火気の無いような場所の櫓を選んだのではないかと思われます。

結局、不満はあったものの、その後櫓を 返上したとは書かれていませんので、ある 期間は使用されたのでしょう。書物役は、 普請方から当該櫓と櫓前の門、及びそこへ 通じる唐門の鑰と錠を受取ると、錠をおろ てしまいます。つまり、櫓への通路封鎖を 敢行したのです(唐門を閉じ路地が封鎖可 能なことから、この櫓がツの櫓とわかる)。 彼らにしてみるば、それだけ神経を尖らせ て厳格に守らなければならない物品がそこ には存在したと考えられます。

そこで思い浮かぶのが「御当家紀年録」 です。榊原忠次が編纂させたこの書物は長 く秘本とされ、越後村上城では金蔵で秘蔵 し、政邦にいたっては「秋月記」と改名し た上に、焼失したことにせよと命じたとさ れます(前掲『榊原家のれきし絵巻』)。 前記の情報厳守や「御隠密之御帳」が気に なります。ほかにも蔵書家だった忠次の貴 重な蒐集品がいろいろとあったはずで、書 物役がそれらを管理していたとすれば、あ れだけ神経質になるのも理解できます。



「諸番所色分之図」部分(城郭研究室所蔵)

"Shiro Fumi" No.60 The News of Himeji Center for Research into Castles and Fortifications.